

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の概要

駐留軍関係離職者等臨時措置法

昭和33年限時法として成立、これまで9度延長
平成20年5月16日に期限切れ

現在の状況

駐留軍関係労働者の雇用状況は国際情勢の変動に影響され本来不安定
平成18年に在日米軍再編に係る日米合意が成立し、沖縄に所在する部隊を中心に再編の予定

今後、駐留軍関係離職者が発生する可能性

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法

昭和52年限時法として成立、これまで6度延長
平成20年6月30日に期限切れ

現在の状況

マグロ類等の保存・管理措置の強化
日韓漁業協定・日中漁業協定に基づく規制の強化
ロシア連邦政府による規制の強化
各協定に基づく漁業交渉により随時漁獲割当等が変動

今後、漁業離職者が発生する可能性

引き続き駐留軍関係離職者対策及び漁業離職者対策が必要

※ 主な離職者対策

- ・ 離職者手帳等の発給
- ・ 職業転換給付金(就職促進手当、訓練手当等)の支給
- ・ 就職指導の実施

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法をそれぞれ5年間延長する改正法案を提出 (施行期日は公布の日)